いわき市農業委員会第16回総会議事録

会長　草野庄一は、令和４年８月22日（月）午後１時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎５階会議室に招集した。

１　出席者（計34名）

⑴　農業委員（22名）

1	木田　テイ子	11	鈴木　理	21	新妻　公二
2	四家　誠	12	生田目　祥明		
3	志賀　幸	13	菅野　綾	23	木幡　仁一
4	草野　庄一	14	石井　英毅	24	蛭田　元起
5	田子　耕一	15	新妻　信夫		
6	藁谷　昭夫	16	平田　敬一		
7	遠藤　重和	17	箱﨑　寿正		
8	佐川　良平	18	鈴木　義直		
9	油座　盛明	19	中根　まり子		
		20	坂本　和德		

⑵　事務局（12名）

事務局長	酒井　直人
事務局次長	遠藤　敏行
主任主査兼農政振興係長	草野　浩平
主任主査兼農地調査係長	小川　仁一
農地審査係長	府川　将人
農政調査係　主査	坂本　壮示
農地審査係　主査	鈴木　学
農地審査係　主査	鈴木　昌則
農地審査係　主査	福田　幸士
農地審査係　事務主任	西山　諒
農政振興係　主査（書記）	浅川　実利
市生産振興課担い手支援係　事務主任	四家　充敏

注：市生産振興課・四家事務主任は、議案第７号のみ説明のため出席。

２　欠席者（計２名）

10　岡村　泰典

22　大竹　公治

３　会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 （遠藤次長）	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第16回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。 定刻ですので、始めさせていただきます。 初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。 ◇ 第16回総会議案書 ◇ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ◇ 現地調査位置図 ◇ 【議案第５号関係資料】営農型太陽光発電設備の設置を前提とした譲受人の状況について ◇ いわき市農業委員会第16回総会議案説明書議案第７号の訂正について 【資料１】令和５年農作業労働賃金標準額の策定に係る中間協議資料（１回目） 【資料２】令和４年度農地パトロール強化月間現地調査出発式の開催について 【資料３】「福島大学・地域未来フォーラム2022」の開催について 以上、８点です。 なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。
事務局 （遠藤次長）	いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしくお願いいたします。 また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。
事務局 （遠藤次長）	次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。 それでは、議席番号12番の生田目祥明委員、お願いいたします。 皆様、ご起立のうえ、黙読ください。
12番 生田目委員	【いわき市農業委員会憲章朗読】

事務局
（遠藤次長）

ありがとうございました。

ご着席願います。

本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づきまして、会長が招集しております。

それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。

草野会長

改めて、こんにちは。

いわき市農業委員会第16回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、そろそろ稲刈りの準備その他で、お忙しい中のご出席、本当にご苦労様でございます。

さて、テレビでも放映されているとおり、いわき市の新型コロナウイルスの感染状況が非常に悪化しております。

そんな中で、昨日のニュースによると、岸田総理大臣も感染したということで、プライベート間での感染のようですが、現状では「もう誰が感染してもおかしくない」状況下にあると思っております。

「自分の身は、自分で守るしかない」ということになっていくのかなと。

我々も、マスクの着用や手指の消毒、ソーシャルディスタンスを守るというような形で、基本的な対策は常々していると思いますが、今後も油断することなく対策を続けていってほしいと思っております。

皆さんも耳にしていると思いますが、残念ながらお盆前から事務局職員の中でも感染者が出まして、５人以上になるとクラスターということになるのですが、最終的にはそうならないという結果になった。

非常に残念ではありますが、各自感染防止の努力を続けても、そういう結果になった。

私も、事務局職員と接触歴があり、不安があったものですから、小川町のクリニックで自費での検査を受けました。

PCR検査の結果、陰性だということだったので、一安心したところですが、そういったことを克服して、今日、事務局も全員出席で総会を開催できるということは非常にありがたいことだと思っております。

ただ委員でも、２名の方が本日欠席されておりますが、発熱などではなさそうなので、その点は安心しているところではあります。

それからこの前、県いわき農林事務所の農業振興普及部というところの職員で、「家族経営協定」、これをここ１・２年ほど、積極的

草野会長	に勧誘してくれている方がおります。 　私も、農業者年金の資料を見ると、「家族経営協定を締結すると、こういった政策支援（＝メリット）がありますよ」という項目がありまして、我々農業委員の重要な業務の一つだったのですが、ここ何年間はあまり聞かなくなりました。 　ただ、我々が農地をこれから守っていくうえでは、個々の担い手において、家族がうまく協力していかないと、担い手が一匹狼というのは、今後続けることは無理だと言うか、非常に厳しい。 　認定農業者又は地域の担い手、必ず家族がいるわけですからね。 　夫婦、親子、または後継者と家族経営協定を結ぶ、それがスタートラインで、最終的には法人化に結びつく。 　その間に、将来設計の安定からすると、農業者年金を積み立てていった方が安心できますよという意味では、家族経営協定に絡んだ農業者年金の推進、この方法は非常に効率がいい。 　私が絡んだ案件でも、７件から８件が家族経営協定を結んでおります。 　必ず後継者がいますので、その後継者の配偶者も基本的に認定農業者になれるなどのメリットがあるので、今後はまず話し合いから、「これから経営をうまくやっていくためには、どうしますか」といった話から、家族経営協定も推進していく。 　関係する資料も、事務局に準備してあります。 　機会があれば、家族経営協定についての研修会を開くことができればと思っております。 　それと、家族経営協定からの話で、遠野町の推進委員で、Ａさんがいらっしゃるのですが、Ａさんの息子さん夫婦が家族経営協定を結んだ。 　息子さんと奥さんの２人が経営協定を結んで、当日自宅に伺ったところ、Ａさんが農作業の合間に寄ってくれまして、いろいろ話した経緯があります。 　要するに、Ａさんとしてもお嫁さんを年金に入れたい。 　そういった点で、どのようなメリットがあるかということで、家族経営協定を結ぶと政策支援がありますよという部分で、うまく結びついた。 　ですので、ここ１年ぐらいの間には、お嫁さんも農業者年金に入ってくれる可能性があるのではないかということで、少し期待しております。 　推進委員も、一時は農業者年金の加入推進から離れましたが、今期から農業委員・推進委員が一緒になって、加入推進に当たるということですので、キャンペーンのときだけ頑張るのではなく、年間

草野会長　を通して「業務」として年金の加入推進に励んでいただきたいと思っております。
それから、当委員会の発足50周年記念式典についてであります。
準備の会合がなかなか開催されず、８月に入ってコロナのこともあり、９月11日（日）開催ということで、皆さんもご承知だと思いますが、昨今のコロナの感染状況を踏まえて、式典のみで祝賀会まで開催される環境ではないので、祝賀会の開催については今後考えるということで、記念式典の準備については最終段階ということで、現在進行しております。
事務局が主導する形ではありますが、記念誌及びDVDの作成等については、鋭意進めているとの報告を受けております。
これに関して、記念式典の挙行に当たり、皆さんにご協力を願わなくてはいけないということで、９月２日（金）に実行委員の準備会合を開催する段取りになっておりますので、当日の主役はいわき市農業委員と農地利用最適化推進委員ということでもありますから、ご来賓の方々にご迷惑かからないよう頑張っていただきたいということをお願いしたいと思います。
本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、れ令和５年農作業労働賃金標準額の作成について、ご審議をいただきます。
委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。
本日はよろしくお願いいたします。

事務局（遠藤次長）　ありがとうございました。
それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第６条第１項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。
草野会長、よろしくお願いいたします。

議長（草野会長）　それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。
本日の通告欠席でございますが、議席番号10番、岡村泰典委員、議席番号22番、大竹公治委員でございます。
現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第３項に規定の過半数を超えております。
本日の総会が成立することをご報告いたします。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第７条の規定により、開

議長
（草野会長）

会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

ただいまより、いわき市農業委員会第16回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第２項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号９番、油座盛明委員、

議席番号11番、鈴木理委員、

以上、２名にお願いいたします。

また、書記は事務局にお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年１月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。

事務局
（遠藤次長）

【議案書２ページから３ページにより会務報告】

議長
（草野会長）

それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
（草野係長）

特に、取下げ、追案等はありません。

議長
（草野会長）

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号15番、新妻信夫委員が該当しております。

新妻委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。

それでは、議案第１号、「農地法第３条第１項の規定による許可申

議長 （草野会長）	請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の４ページをお開き願います。 【議案第１号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （鈴木（昌） 主査）	本日の議案に入ります前に、資料の訂正がございます。 議案説明書３ページ、番号５番の５号の許可基準でありますが、こちらは該当となりますことから、現在の「〇」の表記について、正しくは「該当（例外）」として、記載内容を修正ください。 大変申し訳ありませんでした。 それでは、議案説明書の２ページより説明をさせていただきます。 地図につきましては、別紙「調査位置図」を併せてご覧ください。 番号１番から番号４番につきましては、売買による所有権の移転であります。 番号５番につきましては、新規就農として、賃借権の設定案件となりますが、対象農地でサボテンの栽培を集約的に行いたいとの申請から、現地確認の際には、譲受人の立会いのもと、その営農計画等について確認をしたところです。 なお、農地法第３条第２項第５号の特例要件の一つとして「草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるもの」については、下限面積の特例に該当することから、本来の基準である5,000㎡に達しなくても、農地の権利を設定することが可能となります。 番号６番につきましては、新規就農として使用貸借権の設定案件です。 従いまして、今月の３条許可の面積については、田：8,926㎡、畑：1,504㎡、合計：10,430㎡となります。 議案説明書３ページを、お開き願います。 許可要件につきましては、３条許可ができない場合を示した農地法第３条第２号、各号については、番号５番を除き該当しないため、また、番号５番については特例案件であることから、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、４ページをご覧ください。 事務局からの説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第１号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

13番 菅野(綾) 委員	議席番号13番、菅野綾です。 番号１番から６番までの事案につきまして、現地を調査しましたが、特段問題はありませんでした。 なお、番号５番につきましては、先に事務局から説明がありましたとおり、農地において、草花等の栽培として、サボテン栽培を集約的に行うとの理由から、現地確認の際には、譲受人の立会いのもと、今後の営農計画等について確認を行ったところです。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第１号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第１号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第２号、「農地法第４条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の５ページをお開き願います。 【議案第２号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (福田主査)	議案説明書５ページを、お開き願います。 議案第２号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 配付しております「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」を併せてご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書６ページ、許可申請に係る意見及び決定理由書１ページをお開き願います。

事務局 （福田主査）	番号１番、申請者の住所は、四倉町です。 申請土地は、好間町北好間の一部、登記地目は畑、転用面積は167.4㎡です。 転用目的は、農業用倉庫敷地です。 番号２番、申請者の住所は、番号１番と同じく、四倉町です。 申請土地は、好間町北好間の一部、登記地目は畑、転用面積は42.27㎡です。 転用目的は、住宅地進入路敷地です。 番号１番、２番いずれも同一人からの申請であり、相続により取得した申請地に隣接する宅地に転居し、また営農するといった計画をしておりまして、営農のため農業用倉庫を建設すること及び現況の進入路においては、車両等の進入に不足が生じることから、新たに進入路を整備するため、それぞれ許可を求めるものとなります。 以上２件、面積は、田：０㎡、畑：209.67㎡、合計：209.67㎡です。 申請内容を審査した結果、いずれも農地転用許可基準である、立地基準及び一般基準を満たしております。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第２号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
14番 石井委員	議席番号14番、石井英毅です。 番号１番及び２番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】

議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第２号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の６ページをお開き願います。 【議案第３号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （鈴木（学） 主査）	それでは、議案説明書７ページをお開き願います。 議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。 議案説明書８ページをお開き願います。 併せて配付しております、「現地調査位置図」と「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧願います。 番号１番、申請人の住所は、埼玉県越谷市です。 申請地は、添野町です。 当該許可は、令和２年６月26日付け、いわき市農業委員会指令第5056号により許可を受けた案件です。 当初の転用目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、事業区域の増加並びにレイアウト及び施工期間の変更です。 本案件は、当初計画に基づき太陽光パネルを設置した場合、メンテナンススペースが十分に確保できないことが判明したため、メンテナンススペースを確保したレイアウトに変更し、隣接する添野町、地目、田、面積：102㎡を新たに転用範囲に加え、この変更により、当初の施工期間を「令和２年６月26日から令和２年８月31日まで」としていたものを、「令和２年６月26日から令和４年８月31日まで」とする事業計画変更申請があったものです。 当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画変更後においても、周辺営農に影響がないものであることから、計画変更の承認について問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第３号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
15番 新妻（信） 委員	議席番号15番、新妻信夫です。 番号１番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

15番 新妻(信) 委員	報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
	【意見・質問なし】
議長 (草野会長)	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	【「異議なし」との声あり】
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	次の議案に入る前に、先の議案の訂正箇所がございますので、担当から説明させていただきます。
事務局 (福田主査)	大変申し訳ありません。 「許可申請に係る意見及び決定理由書」の5ページをお開きいただきたいと思います。 こちらの変更内容における施工期間ですが、変更前・変更後、いずれも「令和2年3月31日から」とありますが、正しくは議案説明書と同様、「令和2年6月26日から」となります。 訂正の方、よろしくお願いいたします。 大変申し訳ございませんでした。
事務局 (府川係長)	それでは、議案第4号の説明をさせていただきます。 議案書の7ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。

事務局（鈴木（学）主査）	それでは、議案説明書９ページをお開き願います。 議案第４号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」でございます。 資料10ページをお開きください。 説明に入ります前に、資料の訂正がございます。 番号５番、譲受人の住所について、番地の表記を「６－１」から「６番１」に訂正願います。 また、譲渡人の住所について、小字の表記のうち、「小」の漢字を「古」の漢字に訂正願います。 以上、訂正をお願いいたします。 大変申し訳ありませんでした。
議長（草野会長）	申請土地の表示についても、変えなくてはならないのか。
事務局（鈴木（学）主査）	譲渡人の住所のみです。 申請土地は、そのままでお願いします。
事務局（福田主査）	ただいま、議長からございました、「申請土地における小字の表示について、このままでよろしいのか」という点について、補足説明いたします。 こちらについては、本来、当該土地における字名は「小」が正しいものとなります。 ただ、市内において、ここに限らずですが、一部住所においては「例外字名」と言われます、本来あるべき表記とは異なるものが使われている土地が複数存在いたします。 その中において、当該土地について、登記上の表示としては「小」になっておりますが、申請人の住民票上の表記としましては「古」といった表記となっております。 表記上、少々間違えやすいところでございますが、このような形となります。 以上です。
議長（草野会長）	ご承知置きをお願いします。

【次ページへ続く】

事務局 （鈴木（学） 主査）	議案説明書10ページ、現地調査位置図及び許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧願います。 なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 １番、平鎌田、畑、226㎡、駐車場敷地、賃借権の設定。 本案件は、必要な許可を経ずに駐車場へと転用した追認の案件となります。 ２番、平水品、畑、290㎡、分家住宅、所有権の移転。 ３番、添野町、田、102㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 なお、本案件は、先ほど議案第３号にてご承認いただきました、農地法第５条許可後の事業計画変更における増加分に係る許可申請となります。 ４番、久之浜町末続、田、2,196㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 ５番、三和町下市萱の一部、田：598.08㎡、畑：628.31㎡、資材置き場及び仮設事務所としての一時転用、賃借権の設定。 番号１番について、補足説明いたします。 申請地について、市民から通報があり、必要な許可を得ずに駐車場として使用されていることが判明したため、設定人を通し、当委員会より被設定人に利用の停止を指示したところ、当該申請地にロープを張ることで、駐車場としての使用を速やかに停止しました。 その後、経緯について聴取したところ、設定人・被設定人ともに、農地転用制度を正しく理解していなかったことが主な原因であり、故意によるものではないこと、当委員会からの指示に従い、速やかに利用を停止したこと、また、提出された顛末書において、今後の土地利用に際しては、事前に土地の登記地目を確認し、農地であれば当委員会に事前相談し、必要な申請等を行うとする再発防止等を定めていること、当該申請地の転用により、周辺農地への影響がないことから、原状回復をせず、現況で許可することもやむを得ないと判断します。 以上５件、面積は、田：2,896.08㎡、畑：1,144.31㎡、合計：4,040.39㎡となります。 申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である、立地基準及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第４号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

16番 平田委員	先に、番号１番の事案につきまして、先ほども事務局で申し上げたとおり、申請者が農地転用について制度を正しく理解していなかったことから必要な手続きを行わず、施工してしまったということで、当委員会の指導に従って速やかに使用を停止し、転用申請を提出したこと、当該案件について、顛末書を提出しており、再発防止策を策定していること、更に当該転用計画による周辺農地への影響等はないと判断できることから、当該転用申請について、許可することもやむを得ないと考えます。 それ以外の番号２番から番号４番について、現地を調査した結果、特段問題はございませんでした。
議長 （草野会長）	続いて、事務局お願いいたします。
事務局 （鈴木（学） 主査）	番号５番について、一時転用案件であることから、事務局で現地調査をした結果、特段問題はありませんでした。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
23番 木幡委員	23番、木幡でございます。 ３番の案件について、確認をお願いします。 102㎡が追加ということで、決定理由書の12ページ、「併用地の利用見込み」の令和２年の許可内容、これは所有権の移転ですよね。 このときの㎡単価と今回の㎡単価について、違いはありますか。 それとも、今回は追加なので無償だったとか、その辺りの事情について教えてください。
事務局 （福田主査）	まず、令和２年の許可時点での㎡単価についてですが、ただいま手元に資料がございませんので、把握しておりません。 大変申し訳ございません。 今回については、㎡単価ではありませんが、申請地全体の価格としまして、775,400円とのことで、申請書の延長を提出されております。 この775,400円ですが、書面上は今回の申請分についての記載という形になっております。

事務局 （福田主査）	なお、従前の許可と今回新たに許可申請した土地については、いずれも同一の所有者となっております。 また、今回の事業計画変更につきまして、そもそも本来であれば、今回の変更後の計画で提出すべきところを、申請者の社内における調整不足等により、旧来のレイアウトとして提出されていたものになります。 そのため、追加するために高い値段で契約したというよりも、元々は今回の許可分まで含めて、所有者と話はついていたということですので、特段高額といったことはないのではないかと推測いたします。
議長 （草野会長）	よろしいですか。
23番 木幡委員	はい。
議長 （草野会長）	その他、委員の皆様からございますか。 【意見・質問なし】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第４号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第５号、「農地法第３条及び第５条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の８ページをお開き願います。 【議案第５号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （福田主査）	議案説明書11ページをお開き願います。 議案第５号、「農地法第３条及び第５条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。

事務局 （福田主査）	併せて配付しております、「現地調査位置図」、「許可申請に係る意見及び決定理由書」及び別途配付しております資料「営農型太陽光発電設備の設置を前提とした譲受人の状況について」をご覧になりながら、説明をお聴きくださいますようお願いいたします。 初めに、営農型太陽光発電設備を設置する際に、土地の所有者、営農者、発電事業者、この三者がいずれも異なる場合についてです。 まず、地上部分で営農を行う権利を土地所有者から営農者に設定するための権利の移動のための農地法第３条の許可。 それから、当該農地の上空部分に太陽光パネルを設置する権利を土地所有者から発電事業者へ設定する、区分地上権設定のための農地法第３条の許可。 最後に、上部太陽光パネルの支柱部分、こちらは土地上にありますので、ここについて一時転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分について転用のための権利を設定する、農地法第５条の許可。 この３つの許可を同時に得ることが必要となります。 ですので、こちらの３条許可申請における区分地上権、５条許可申請の営農型太陽光発電設備及び３条許可申請における使用貸借権について、関連する内容となりますので、一括してご説明いたします。 議案説明書12ページを、お開きください。 まず、番号１番についてですが、営農型太陽光発電設備の構造上、申請地の空中部分に太陽光パネルを設置することから、農地の空中部分を使用するために、耕作のための農地法３条許可とは別に区分地上権を設定する必要があり、農地法第３条許可申請があったものです。 被設定人は、双葉郡富岡町大字上手岡、Ｂです。 設定人は、常磐馬玉町、Ｃ及びＤ、それぞれ持分２分の１ずつとなっております。 なお、設定人につきましては、番号１番から３番まで同一となりますので、以降の説明は省略させていただきます。 申請土地の表示ですが、常磐馬玉町、地目は田、申請面積は991㎡となります。 権利の移転事由は、区分地上権の設定です。 次に、番号２番、農地法第３条許可についてのご説明となりますが、こちらは耕作に係る使用貸借権の設定です。 被設定人は、東京都青梅市、株式会社彩の榊です。 申請土地表示は、常磐馬玉町の一部、地目は田、申請面積は後述いたします農地法第５条第１項許可申請における転用面積となる

事務局
（福田主査）

0.452㎡を除きました990.548㎡となります。

権利の移転事由は、使用貸借権の設定です。

次に、番号３番、農地法第５条許可申請の内容について、ご説明いたします。

被設定人は、双葉郡富岡町大字上手岡、Ｂです。

申請土地表示は、常磐馬玉町の一部、地目は田、転用面積は、太陽光パネルを支える支柱部分の面積である0.452㎡になります。

なお、当該農地は農用地区域内の農地に該当しますが、営農型太陽光発電設備への転用は一時転用となり、農用地区域内農地における許可の例外事業である、一時転用事業に該当いたします。

また、一時転用期間については、設備の下部に営農します株式会社彩の榊が東京都青梅市の認定農業者であるため、制度上の許可期間上限である10年間での申請となっております。

計画の概要についてですが、申請地において、太陽光パネル196枚、垂直面積にして508.44㎡に設置しまして、その下部において、半陰性植物である榊を栽培する計画となっております。

営農としましては、除草剤は使用せず、農薬はスミチオンを少量使用し、また周辺へ飛散を防止するような計画となっており、日照通風等、周辺農地への被害を与えないために、パネルの設置、それから営農につきましては、申請地全体を使ったものではなく申請地の中央部分になりまして、外周部分を空けて行い、隣接地と接する部分を空白地帯としている計画になっております。

申請内容を審査しました結果、太陽光発電設備部分については、農地転用許可基準である立地基準及び一般基準は満たしているものの、農地法第３条第１項の許可において、許可することができない場合を規定しております、農地法第３条第２項第１号に該当するのではないかとの疑義がある箇所がございまして、当該現地調査と併せて、疑義のある箇所を確認しましたので、その内容について併せてご説明いたします。

別途配付しております、資料「営農型太陽光発電設備の設置を前提とした譲受人の状況について」、こちらの２ページ目をご覧ください。

番号２番の被設定人、要は下部での営農者である株式会社彩の榊は、本案件同様に、営農型太陽光発電設備下部において、榊を栽培するとして、これまでに市内で４件の農地法第３条第１項の許可を得ておりますが、そのうちの１件であります渡辺町昼野の農地において、効率的な営農が行われていないとの疑義がある内容でございます。

別途資料の写真を見ていただければと思いますが、申請土地全体

事務局 (福田主査)	に対しまして、ごく限られた一部分にのみ遮光ネットを張っており、その中に榊を定植しているといった状態となっております。 　このことから、申請地において全く営農されていないということではなく、一部分で営農はされているものの、農地の全てを効率的に営農しているとは言えない状況であり、このことは農地法第３条第１項に規定する許可をすることができない場合として規定しております、同法第３条第２項第１号、「全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」に該当すると判断するものです。 　事務局からの説明は、以上となります。
議長 (草野会長)	ただいま、事務局より、議案第５号について、説明がありました。 　ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
13番 菅野(綾) 委員	議席番号13番、菅野綾です。 　番号１番から番号３番について、現地を調査した結果、申請箇所については問題ないと判断しましたが、事務局より説明のありました番号２番における被設定人が耕作する権利を有する渡辺町昼野の農地について、該当農地及び周辺の営農状況を確認しましたところ、該当農地の一部分のみを用いて営農していることが、効率的に耕作しているとは言えず、不許可相当と判断します。 　また、番号１番及び番号３番については、番号２番の許可が前提となり、その前提が不許可相当であることから、番号１番及び番号３番についても不許可相当と判断します。 　報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「番号２番の被設定人、株式会社彩の榊の既存の営農状況が、農地法第３条第２項第１号に該当することから、不許可とすることが相当である。これにより、番号１番及び番号３番についても、許可の前提が満たされてなくなるということで、不許可とすることが相当である」とのことでありました。 　これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
23番 木幡委員	23番、木幡です。 　瑣末なことで、申し訳ありません。 　現地調査位置図の28ページ。 　他の資料と照合すると、番号１番の面積が「990.548㎡」、３番が「0.452㎡」が正しいのでしょうか。 　測量図とか、色々なものを見るとそういう数字になって、ここだ

23番 木幡委員	けが違っていますので。
事務局 （福田主査）	ただいま、木幡委員からご指摘がありましたとおり、番号１番と３番ですね。 番号１番については、現地調査位置図における番号と、資料の番号とが非対称になっているのですが、位置図における番号１番の面積、こちらが議案説明書の番号２番における面積と同様になりまして、990.548㎡が正しいということになります。 同様に、番号３番につきましては、0.452㎡が正しいという形になります。 大変申し訳ございませんでした。 訂正をお願いいたします。
議長 （草野会長）	合計で991㎡になるということですね。
23番 木幡委員	もう一点、よろしいでしょうか。 これは農業委員会の所管かどうか分からないのですが、営農型の太陽光発電、今まで何か所か許可を受けて営農していて、この前も１件、現地を見てきましたが、うまくいっているのかどうか、なかなか把握できないので、もし可能であれば、農業委員会又は所管している部門にお願いをして、営農型でやっているところの進行状況、または管理状況について、一度ご報告いただけると助かるかなと思います。 今後の審査の関係もあるかと思いますので、その辺りができるのであれば、お願いできないかというところです。
議長 （草野会長）	木幡委員、確認したのは市内の箇所ですか。
23番 木幡委員	そうです。 営農型の許可を受けているところです。
議長 （草野会長）	これについて、福田主査。
事務局 （福田主査）	今のお話ですが、許可した案件につきましては、毎年農地パトロール強化月間において、それぞれの地区のものを調査しております。

事務局 （福田主査）	また同様に、下部における収穫状況などについては、年１回の報告が義務づけられております。 それに基づきまして、当該報告を提出いただいております。 なかには、収穫量が８割を満たしているものもあれば、まだ設置から年が浅いため、収穫できる状態に至っていないとするもの。 それから、この渡辺町の案件のように、そもそもパネル下部で営農していないもの。 そういった様々なものがありますが、我々事務局としましては、収穫量８割になるようにといった指導を行っているところです。
議長 （草野会長）	今後の経過は、そういう流れでよろしいですね。 農地パトロールは、８月から追々始まります。 その辺りの確認については、重点的にお願いしたいと思います。 その他ございますか。
12番 生田目委員	すみません、確認したいことがあって質問させていただきます。 経営内容で、「認定農業者による事業のため、転用期間は10年間」と書いてありますが、どちらが認定農業者を取得されているのか。 それと、どちらもいわき市在住ではありませんが、いわき市の認定農業者として認められているのかを確認したいのですが。 よろしくお願いします。
事務局 （福田主査）	営農者である株式会社彩の榊についてですが、東京都青梅市において認定農業者として認定されております。 なお、いわき市においては、当該事業者が認定農業者として認定されている事実はございません。 あくまで把握している範囲ではありますが、広域での認定を受けようとしていたことはあるものの、そちらについてはうまく認定を受けることができなかったという事情については、聞き及んでおります。
12番 生田目委員	すみません、そこから言えることですが、認定農業者の事業による期間で、「10年間」というのは、該当させた方がいいのかどうかという点は、私も判断しかねるのですが、どうなのでしょうか。
事務局 （福田主査）	法律的な話になってしまいますが、認定農業者における申請については、通常の営農型太陽光発電の一時転用期間である３年間を超えた、最長10年とする例外規定に該当しておりまして、株式会社彩の榊につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、以前にも市

事務局 （福田主査）	内において許可を行っておりますので、県に対し、「本市における認定がない認定農業者でも10年とできるのか」という点について問い合わせたところ、「問題ない」との回答を得ておりますので、こちらについては、法律的に、10年で申請されたものについては、それに基づき審議することはやむを得ないものであると考えております。
議長 （草野会長）	現状としては、そういう状況であるということですね。 これについては、認定農業者の方の意見も随時聞きながら、進めていきたいと思います。 その他ございますか。
	【意見・質問なし】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第５号について、不許可と決することにご異議ございませんか。
	【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第５号、「農地法第３条及び第５条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」は、不許可と決します。 次に、議案第６号、「農地等の買受適格証明願いについて」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の９ページをお開き願います。 【議案第６号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （鈴木（昌）主査）	それでは、説明をさせていただきます。 議案説明書の14ページをお開きください。 「農地等の買受適格証明願いについて」ですが、申請農地が福島地方裁判所いわき支部を通じ、競売に出されたことから、農地の競売手続き上、入札書に買受適格証明書を添付する必要があるため、今回申請がなされたところです。 なお、耕作目的での買受適格証明願いとなりますことから、交付対象者が最高価、買受申出人等となったうえで、公売落札者となり、農地法第３条の許可申請書を提出した場合については、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、買受適格を有する

事務局 （鈴木(昌) 主査）	と議決した内容に基づき、速やかに農地法第３条の許可処分を行うこととなります。 従いまして、併せて３条許可の要件を満たしているかも審議をいただくこととなります。 なお、権利の移転については、後日総会で報告をさせていただきます。 今回の願出人は、いわき市泉町、Ｅ。 公売農地の表示ですが、土地の所在につきましては、いわき市勿来町窪田の地番Ｆ、田：630㎡、同じく勿来町窪田の地番Ｇ、田：1,431㎡。 目的については、耕作の用に供するため、願出人の経営面積につきましては、田：9,839㎡、畑：890㎡を夫婦で経営しており、保有農機具については、記載のとおりとなります。 また、入札期間は令和４年９月６日から令和４年９月13日、午前８時30分から午後５時までとなり、開札日時は、令和４年９月21日の午前10時、福島地方裁判所いわき支部にて開札となります。 売却決定期日は、令和４年10月５日の午前10時となります。 事務局からの説明は、以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第６号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
14番 石井委員	議席番号14番、石井英毅です。 番号１番の買受適格証明願いにつきまして、対象農地の現地を確認しましたが、耕作する上での問題は、特にありませんでした。 また、譲受人については、農地法第３条の許可要件を全て満たしており、裁判所において、競売の落札者となった場合については、速やかに農地法第３条の許可を交付することについて、特段問題はないかと思います。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
17番 箱﨑委員	17番、箱﨑です。 現地調査位置図と議案説明書の面積が少し違っていますので、確認をお願いいたします。

事務局 （鈴木（昌） 主査）	大変申し訳ありません。 勿来町窪田の地番Ｆ、こちらは630㎡です。 同じく地番Ｇ、こちらが1,341㎡ですね。 地番Ｇ、1,341㎡です。 まず、現地調査位置図の数字は間違いでございます。 議案説明書につきましては、地番Ｇ、こちらが「1,431㎡」となっておりますが、正しくは「1,341㎡」です。 大変申し訳ありませんでした。
議長 （草野会長）	よろしいですか、箱﨑委員。
17番 箱﨑委員	はい。
議長 （草野会長）	その他、ございますか。
７番 遠藤委員	議席番号７番、遠藤重和です。 Ｅさんについて、この方は勿来町窪田で耕作するとのことですが、本当に耕作するのか意向確認を行ったかどうか、その点をお伺いしたいと思います。 と言いますのは、私の方に「土地を買いたい」とＥさんが来たことがあるのですが、実際には耕作せず、ほかの人に対し、「私はできないので、耕作してほしい」ということで話を持ち掛けたような経緯があったものですから、その点を確認したいので、お願いします。
事務局 （鈴木（昌） 主査）	ただいま、遠藤委員さんから「本当に耕作するのか」ということで、ご質問いただいた内容についてです。 こちらの買受適格証明願いにつきましては、実際には金融機関を経由して提出されたのですが、その際、私の方から「間違いなく耕作するのか」という意向確認はさせていただいております。 この方については、渡辺町上釜戸の農地を以前購入されており、私が現地を確認した際も、なかなか耕作できるような条件下になかったところです。 その際、「これはきちんと整備しないと、農地としては使えませんよ」ということで、夏の炎天下の中、事前に草刈りなどを行っていただいたうえで、重機を入れる等して農地性を確保するということで、ご本人と話をしております。

事務局 （鈴木（昌） 主査）	ですので、今回の勿来町窪田の事案についても、ご本人が対応するものと思われます。 事務局からは、以上です。
７番 遠藤委員	それならばいいのですが。 そういった経緯もありましたので、少し心配で質問しました。 それなら大丈夫です。
議長 （草野会長）	事務局も、その辺りを踏まえて確認はしたということですね。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本です。 この勿来町窪田の農地は、茨城県に近いのですが、泉町の人がここまで来て、これっぽっちの面積を耕作するのかなというのが、少々不思議です。 それならば、地元の方で空いている農地があるので、そちらを耕作した方がいいのではないかと。 本人の意向なので、何とも言えないですが。 以上です。
議長 （草野会長）	ここにトラクターとか、要するに保有農機具について、「リース」と書いてありますね。 全部リースで使っているということなのか。
事務局 （鈴木（昌） 主査）	ただいま、草野会長からお話がありましたとおり、農機具については基本的に、全部リースという形になっております。
12番 生田目委員	議席番号12番の生田目です。 以前お話ししたとおり、私も農機具メーカーに勤めておりまして、農機具のリースというのは、ほぼ聞いたことがありません。 今、行われているのが、大規模農家に対して、産地リレーではありませんが、南の方から機械を使って北の方に移動しながらリースをするという案件は結構聞いたりもします。 個人としてリースすることもあるかとは思いますが、会社としてリースするということは、ほぼやってないと思っていただいて結構です。 機械を全てリースで対応するというのは、なかなか難しい点があると思います。

12番 生田目委員	なぜリースが出ないのかというと、まず米に関しては、機械を使う時期が限られている点と、その限られた時間で使うのにリースに出したら他の人が使えない点。 現状から言いますと、約１か月間使ったとしたら、その他の期間は遊ばせておくことになります。 こういったことから、リースというのはなかなか難しいものがあるのではないかと思います。 以上、農機具のリースというのはあまり現実的ではないという意見を述べさせていただきます。
議長 （草野会長）	願出人のＥさんについて、今までの作付け状況や耕作状況、参考情報がありましたが、この辺りを整理すると、これからの営農計画が危ぶまれる部分も少し感じられると思うのですがね。 この入札するのが、９月６日から９月13日までの間。 今回、適格証明願いを許可するかしないかという点で判断になるわけですが、今の議論を聞いたうえで、事務局としての今後の対応について、何かありますか。
事務局 （府川係長）	買受適格証明願いにつきまして、これに限らず、許可が出たものに関しては、翌年度の農地パトロール等で営農状況を確認していくこととしておりますので、その辺りも踏まえたうえで、可否の決定をご判断いただくのがよろしいかと考えます。
議長 （草野会長）	今までの意見を踏まえたうえで、委員の皆様からご意見・ご質問ございますか。
16番 平田委員	実際に現場を見たのですが、我々が持っている農地でも、例えば堤の下や谷地などで、もう周りがほとんど荒れてしまって、結局、田んぼとしての価値がなく、「もうどうしようもないな」、「この田んぼ、どうすれば良いのかな」というところもあると思います。 「田んぼ」というと、良いイメージを持たれがちですが。 そういった、みんなが思っている農地と違うイメージで、これから増えてくるパターンではないかと思います。 実際見た感じだと、「完全に草を刈ってもらえれば、それでいい」といったところでしたね。 その辺りは、こういったパターンがこれから増えてくると思うので、先行案件として今後注視していけばいいのではないですか。 以上です。

議長 （草野会長）	地目は田んぼでも、現況としては荒れている部分があるということですか。 この案件は、事務局も一緒に見に行ったうえで判断しているとは思いますが、過去の例もありますからね。
事務局 （府川係長）	今回の競売の案件に絡んでですが、過去の議案で、適格証明願いが出た農地についても、やはり競売にかかっているということは既に担保として入っていて、耕作する人がいない農地でした。 ですので、前に平下高久であった同様の案件についても、耕作する人がおらず、荒れている状況でございました。 以上です。
議長 （草野会長）	ここは農振農用地ですか。
事務局 （府川係長）	はい、農振農用地でございます。
議長 （草野会長）	現場の周囲の状況については、現時点では平田委員の説明だけなので、実際に見てみないとなかなか想像できないところではあります。 買受適格証明を出せば、競売の結果次第で、Ｅさんに権利が発生する。 ただ、Ｅさんの農地に対する責任は以後ずっと続くわけで、遠藤委員がお話ししていた過去の経緯も含め、今後問題が出てくれば、その時点でまた判断するということになるのかな。 その辺りを含めて、委員の皆様からありますか。 疑問点が残っている状況で、これを判断するとなると、非常に厳しいとは思いますが。 とりあえず、「今後の営農状態について、過去の状況も含めて、確認・指導する」という条件付きで買受適格証明を出すということにするのはどうでしょうか。 その辺り、事務局としてはどうですか。
事務局 （府川係長）	本案件につきまして、３条の書類、許可申請書上は、許可要件を満たしております。 本人へのヒアリングにおいても、営農の意向を確認しております。 単に「嘘をついている可能性がある、営農するか疑わしい」という理由で、不許可にするというのはできないのではないかというの

事務局
（府川係長）

が、事務局の意見です。
以上です。

議長
（草野会長）

書類上、許可要件を満たしているということですね。
今後、この案件は先行事例になるわけですから、当然農地パトロールその他で営農状況を確認しなければなりません。
ただ、すぐに３条又は５条の転用などの話が出てきた場合、農振地の問題も出てくるから、それは不可能だという感じはするのですが。
今回の案件は、「許可」ということで対応することとして、よろしいですかね。
では、お諮りします。
色々な意見が出ましたが、議案第６号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
（草野会長）

ご異議なしと認め、議案第６号、「農地等の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号15番、新妻信夫委員が該当しております。
新妻委員は、一時退出を願います。

【15番・新妻(信)委員一時退席】

議長
（草野会長）

では、事務局説明をお願いします。

事務局
（府川係長）

議案書の10ページをお開き願います。
【議案第７号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
（西山主任）

初めに、訂正についてご説明させていただきます。
「いわき市農用地利用集積計画について」、今回、貸借の取下げ等により訂正の箇所が多かったので、差替えの資料をご用意させていただきました。
事前にお送りしました資料ではなく、お手元に「いわき市農業委員会第16回総会議案説明書・議案第７号の訂正について」というホ

事務局 （西山主任）	チキス留めの資料、こちらを皆様にお配りさせていただきました。 　そちらをお手元にご用意いただきたいと思います。 　それでは、訂正内容について、まず説明させていただきます。 　まず⑴、各筆明細書への押印が得られずに貸借を見送りとなった案件です。 　記載の６件について、期日までに権利者の方から押印を得ることができなかったため、貸借が見送りになりました。 　なお、記載の①から③は、農地中間管理機構が農地を借り受ける案件。 　④から⑥は、農地中間管理機構が農地を貸し付ける案件になります。 　⑵、こちらにつきましては、農地の集積・集約の観点から、農地の受け手について直前で変更した案件になります。 　記載の４件について、農地の借受面積が変更となりました。 　最後の⑶、現況地目を訂正したものです。 　農用地利用集積計画につきましては、農地台帳の現況地目をもとに作成しておりますが、今回、各筆明細書への押印の際に、農地台帳の現況地目情報と実際の現況地目に不一致があるものについて、申請者から訂正の申出があったため、これらを直したものです。 　これに伴いまして、総括表と利用権設定面積が変更となったものですが、こちらの数が多岐に渡るため、詳細な説明は省略させていただきたいと思います。 　以上を訂正しましたので、今回、改めて「議案第７号・いわき市農用地利用集積計画について」という形で、訂正の差替え資料をお配りさせていただきましたので、差替えをお願いいたします。 　また以後、議案説明についても、こちらの資料を利用いたしますので、引き続き差替えの資料をご覧ください。 　それでは、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」、説明させていただきます。 　資料の２ページを、ご覧ください。 　農用地利用集積計画第８号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借りて転貸するものでございます。 　実施地区は平、四倉、久之浜大久、借り手96名、貸し手125名。 　対象筆数は田：775筆、畑：342筆、面積は田：586,152.61㎡、畑：179,110.01㎡となっております。 　なお、訂正資料の27ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきますが、資料の26ページ、こちらの番号219番と220番の案件につきましては、新規就農の方であり、そ

事務局（西山主任）

の営農計画については、市生産振興課と相談を重ねているところであるため、今回、新規就農者の営農計画について、市生産振興課の四家事務主任をお呼びしております。

こちらの案件について、四家事務主任より詳細説明をお願いしたいと思います。

事務局（四家主任）

お世話になっております。

いわき市生産振興課で、新規就農を担当しております四家と申します。

それでは、当該新規就農者の営農計画について、ご説明したいと思います。

こちらのＨさん、現在24歳です。

令和３年４月から令和４年３月まで、県の登録研修機関で研修を受けております。

令和４年６月に就農ということで、北神谷の畑でピーマン・ナス・ミニトマト等を、約８アールほど作付けしておりまして、市内のスーパーや飲食店に出荷・販売しております。

現状のペースでいきますと、年間で約200日程度の農業従事という見込みとなっております。

今後の計画としましては、今年10月までに梨の定植を行い、５年後の令和９年までに梨が60アール、葡萄が10アール、露地野菜が50アールといった複合経営をされる計画となっております。

また、北神谷・水品地区の人・農地プランの中心経営体として位置づけられる見込みとなっております。

今年度中の認定新規就農者を目指して、現在申請を行っているところでございます。

市からは以上です。

事務局（西山主任）

今の四家事務主任からの説明にもありましたとおり、農用地利用集積計画第８号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については以上です。

議長（草野会長）

ただいま、事務局及び市生産振興課の四家事務主任より、議案第７号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第７号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。 それでは、新妻委員、入室願います。
	【15番・新妻(信)委員着席】
議長 （草野会長）	ここで、報告に入る前に、休憩といたします。 ただいま、３時10分です。 10分間休憩とし、再開は３時20分からといたしますので、よろしくお願いいたします。
議長 （草野会長）	全員お揃いですので、議事を再開します。 次に、報告に移ります。 報告第１号から報告第５号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書11ページをお開き願います。 【報告第１号を朗読、報告事項（農地法第３条の３第１項の規定による届出について）を説明】 議案説明書の42ページから47ページをお開き願います。 今月の報告件数は24件、権利の取得事由は全て相続です。 権利の取得面積は、田:41,014㎡、畑:49,923.13㎡、合計:90,937.13㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書12ページをお開き願います。
事務局 （府川係長）	【報告第２号を朗読、報告事項（農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について）を説明】 議案説明書の48ページから49ページをお開き願います。 今月の報告件数は３件、転用面積は田：1,568㎡、畑：1,208.08㎡、合計：2,776.08㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書13ページをお開き願います。

事務局 （府川係長）	【報告第３号を朗読、報告事項（農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について）を説明】 議案説明書の50ページから56ページをお開き願います。 今月の報告件数は28件、転用面積は田：14,210㎡、畑：5,173.34㎡、合計：19,383.34㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書14ページをお開き願います。
事務局 （府川係長）	【報告第４号を朗読、報告事項（農地法第18条第６項の規定による合意解約について）を説明】 議案説明書の57ページから58ページをお開き願います。 それから、先に送付してあります資料「農地法第18条第６項の規定による通知に係る一覧表」の２つ、「農地所有者分」と、「耕作者分」についても、併せてご覧ください。 今月の合意解約件数は219件、面積は田：1,546,562㎡、畑：102,166㎡、合計：1,648,728㎡です。 以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。 なお、今月処理件数が多いのは、復興基盤整備事業に伴う下高久地区の換地処分がございまして、これにより改めて貸借の手続きを行わなければならず、その一環で、従前の契約を一旦解約するための合意解約の通知として、処理が発生したことによるものです。 次の報告については、草野係長から説明いたします。
事務局 （草野係長）	議案書15ページをお開き願います。 【報告第５号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】 議案説明書の60ページをお開き願います。 今月の報告件数は１件、相続税の納税猶予に係る証明となっております。 証明面積は、田：814㎡、畑：1,490㎡、合計：2,304㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 議事の報告といたしましては、以上になります。
議長 （草野会長）	それでは、協議事項に移ります。 「令和５年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （浅川）	それでは私から、資料１「令和５年農作業労働賃金標準額の策定に係る中間協議資料（１回目)」という冊子に基づき、ご説明させて

事務局（浅川）

いただきます。

まず２ページ目からです。

令和４年の農作業労働賃金標準額の改定について、昨年度の総会で協議を重ね、燃料代の高騰、機械の購入・更新費用の負担増、実際の取引価格との乖離等を理由として、次の６項目について改定を実施したということで、改定の内容としましては、請負労働作業で①育苗・②畔ぬり・③もみ摺・④色彩選別機・⑤同時、雇用労働作業で⑥畑作業。

その他としまして、実際は福島県労働局長が決定しておりますが、福島県最低賃金について、これを改定に盛り込んだというところです。

次の３ページ目は、アンケート調査の概要になります。

これについては、４月総会で皆様にお示ししているところですので、各自ご確認いただければと思います。

次の４ページ目です。

ローマ数字のⅢ、「今後の協議の進め方及び協議のポイントについて」ですが、ここから具体的な説明に入ります。

⑴の「今後の協議の進め方」につきましては、まずは新たに設定してほしい作業項目を確認するものです。

ただ、これについては、必ずしも本日中に決定する必要はございません。

今後の協議において、必要な項目については、深掘りをして協議を進めていけば良いと考えております。

次に⑵、その他標準額を利用した際の問題点や意見等を確認するものです。

これは、次の点について、変更の必要性などを協議していくということで、標準額表の単位や項目、使用する農業機械のスペック等に応じた場合分けなどが想定されるところです。

⑶は、現在の標準額への意見を確認するものです。

これは、アンケート調査の結果に基づきまして、標準額が「適当」、「高い」、「安い」と回答があった意見のうち、「高い」又は「安い」といった意見が比較的多かったもの、標準額と市場価格、ここで市場価格というのは、実際の支払額又は受取額を指しておりますが、その間に乖離があるものについて、この資料をもとに標準額の妥当性を協議するものです。

⑷については、他市町村の標準額を参考にするものです。

これは、今後の協議において、各市町村から提供された標準額をまとめたものを配付することとしますので、それらも参考にしながら、検討を進めていくこととしたいと思います。

事務局 （浅川）	⑸の今後のスケジュールについてですが、本年４月の総会でお示ししたとおり、10月の総会を目途に協議を進め、11月の総会において素案を確認していただき、12月の総会に議案として提出のうえ、印刷及び配付を進めることとしたいと事務局では考えております。 大数字の２、協議のポイントですが、農作業労働賃金は、受託者と委託者の合意に基づく契約により決定されるのが原則であることから、標準額を協議する視点としては、市場価格との間に極端な乖離がなければ、ある程度の差は許容されると考えております。 この点を踏まえまして、アンケート調査の結果、概ね「適当」と判断されるものの、比較的に「高い」又は「安い」といった意見が多く寄せられた項目や、標準額と希望額、市場価格の間に差がある項目については、標準額が果たして妥当かどうかという点が、協議のポイントになると考えております。 ５ページ目から13ページ目まで、アンケート調査の結果を取りまとめたものです。 表が小さくて見づらい場合は、15ページ目から22ページ目に表を大きくしたものを掲載しておりますので、適宜後ろのページの表を参考にしていただければと思います。 それでは、アンケート調査の結果についてです。 ５ページの５番の調査結果の中で、１の作業項目について。 新たに設定してほしい項目について、調査の結果、次の６項目について、新たに設定してほしいとの要望がありました。 このうち、ドローンについては５件、溝切りについて２件の要望があったものです。 １点目ですが、ドローンによる薬剤散布料金を設定してほしいということで、受託農家から２件、農業委員から３件、要望がありました。 ２点目、もみ殻処分料が受益者負担なのは理に合わないことから、10アール当たり1,000円、もみ殻袋約10袋分で設定してほしいということで、受託農家からの意見がありました。 ３点目、米価安及び資材費高騰の中、小作料払えない、むしろ遊休農地をなくすうえで、受託者に「管理費」として支払う必要があるのではないかということで、受託農家から意見がありました。 ４点目、引き上げ料金を設定してほしいということで、受託農家からの意見がありました。 ５件目、溝切りを入れてほしいということで、受託農家から２件の要望がありました。 ６件目、圃場が遠い場合の機械の搬送代を設定してほしいということで、受託農家から意見がありました。

事務局
（浅川）

それで１件目のドローンについてですが、昨夜の「ポツンと一軒家」というテレビ番組で、秋田県か岩手県だったと思いますが、担い手さんがトラクターによる草刈りとドローンによる薬剤散布を実演しておりました。

その方は、ドローンは大体180万円、補助金で購入したという話をしておりました。

市内でも、ドローンによる農薬の散布を行っている方が少しずつ出てきているようで、今回のアンケート調査の結果の中で、防除の市場価格で1,500円や2,000円となっているものは、ドローンによる防除を行った場合に、その額を払ったという話でございます。

次に、もみ殻の処分につきましては、昨年度も同じような要望が出ておりまして、資料の15ページに書かせていただきましたが、「もみ殻など、農業生産活動に伴って発生した廃棄物は、法律上、一般廃棄物となるため、標準額の設定はしない」という整理をしているところです。

もみ殻につきましては、他の地域では肥料化や、一部で研究している方もいらっしゃるようですが、もみ殻の中に含まれるシリカ。

そのシリカを実用化できないかということで、研究なども進んでいるようです。

次に、管理費につきましては、10アール当たり20,000円、これは恐らく年額なのではないかと思いますが、意見を寄せられた受託農家さんがおっしゃっている「管理」が、どの程度の作業を想定しているのかというところです。

例えば、農地としての体裁を整える、言わば「先祖代々の農地を荒らしておくわけにいかないから、草刈りなどによって農地としての体裁を整えておく」という考え方なのか。

それとも、委託側として受託側に金銭を支払い、耕作等をさせるのか。

その場合、耕作して得られた成果物の帰属などの問題があると思いますが、その辺りを掘り下げる必要があると思います。

引上げ料金につきましては、昨年度も同じ要望がありまして、湿田などで農業機械がスタック、つまり落ちた場合のレスキュー料金を設定してほしいということです。

これについては、直接的な農作業ではないので、果たして標準額を設定するのが適当なのかという議論もあるかと思います。

溝切りにつきましては、田んぼの水を切る作業のことなのかなと思いますが、こちらにつきまして、私が調べたところによると、郡山市が10アール当たり2,000円で設定しております。

また、喜多方市が１メートル当たりの金額で、歩行型の機械によ

事務局（浅川）

る場合は21円、田植機を改造したもので行った場合は８円、バイク型による場合は15円で設定しているようです。

「圃場が遠い場合の機械の搬送代を設定してほしい」という要望につきましては、直接的な農作業ではありませんが、標準額として設定するのが適当なのか否か、改めて協議するのも一つの方法かと思います。

それとドローンにつきましては、私が調べましたところ、令和４年度において郡山市・南相馬市・喜多方市が、ドローンによる防除に係る標準額を設定しているところです。

こちらは、郡山市が10アール当たり1,500円、南相馬市が10アール当たり1,650円、喜多方市が10アール当たり1,200円で設定しているようです。

次に６ページ目ですが、「その他標準額を利用した際の問題点や意見」について、具体的な作業項目としましては、コンバイン・田植え・バインダー・脱穀について、意見が寄せられたところですので、私から読み上げさせていただきます。

まず、コンバインについては、４つの意見が寄せられました。

１点目、受託農家から、料金設定については収益によって変わるべきではないのか、つまりは「出来高制」にするのが適当なのではないかという意見。

２点目、倒伏の話し合いが非常に難しい、相手方が友人・知人のため、金額を決めるのが困難であることから、何らかの指針が欲しいという意見がありました。

３点目、燃料費の高騰を考慮し、特にもみの乾燥については見直してほしいという意見がありました。

もう１点、委員の方から、運搬費について、距離に応じて設定すべきだという意見がありました。

そして、田植につきましては、意見が１件ありまして、側条施肥の場合、現行の500円増しから1,000円増しとしてほしいということでした。

それと、バインダーと脱穀について、委員２人から意見がありまして、「そもそもバインダーと脱穀は、最近受委託では見かけないので、作業項目として削除してはどうか」という意見がありました。

具体的な作業項目に対する意見は、以上です。

次に、個別の項目以外で寄せられた意見について、いくつかご紹介したいと思います。

多かったのは、燃料費を標準額に反映してほしいという意見です。

３点ほどありまして、そのまま読み上げますと、「燃料費・電気料・水道料等が高騰する中で、農業委員会が設定する標準額では、上が

事務局
（浅川）

った分の経費を受託者が負担することになり、受託者の経営に支障をきたすことになる。標準額の設定にもっと注意を払ってもらいたい」、これは受託農家からの意見でした。

２点目が、「燃料費の高騰による負担が大きいため、標準額を一律で10％上げてほしい」、こちらも受託農家からの意見でした。

それと、雇用した農家から、「市場価格、つまり実際の支払・受取額が、資材・肥料・重油代等を含めると安すぎる、この額では従業員に還元したくても難しい」という意見がありました。

以上、燃料費に関する意見でした。

あと２点ほどですが、「標準額の表記を“〇円～”としてほしい」、これは恐らく、「標準額を最低額にしてほしい」という意見かと思われます。

それと、「作業条件が悪い場所の割増額が、なかなか請求できない」、これは委員からの意見でした。

次に、７ページ目以降について、標準額が「適当」なのか「高い」のか「安い」のか、そういった調査結果になっておりますが、これをいちいち説明するのは大変ですので、14ページ目に簡単にまとめてありますので、ここを読み上げさせていただきます。

まず、各作業項目につきまして、標準額が「高い」とする意見が突出したものは、基本的にありませんでした。

ただ一方で、標準額が「安い」とする意見が比較的多かったもの、これは回答総数のうち、標準額を「安い」とする意見が占める割合が15％以上のもの、これに当てはまる作業項目が５つありました。

これは、１つ目、育苗、19.2％。

２つ目、水田耕起のロータリー耕、15.8％。

３つ目、代かき、22.7％。

４つ目、防除、22.6％。

雇用労働作業の水田手作業、15.7％。

寄せられている意見を総合しますと、主に受託農家側で、昨今の燃料費の高騰によって、標準額では上昇分の経費をカバーしきれず、負担が大きくなっているということで、標準額が安いという評価に繋がっているものと推測されます。

なお、先ほど挙げた５項目について、７ページ目にお戻りください。

５項目について、補足説明をさせていただきます。

育苗については、現在の標準額が730円で、先ほど申し上げましたように、これは前回改定した項目でして、670円から730円へ、60円増との改定内容でしたが、回答総数73件のうち、「適当」が54件、「高い」が５件、「安い」が14件ありました。

事務局 （浅川）	「安い」と回答した方の希望額が750円から1,000円という形で分布しておりまして、市場価格が最高額で840円と、標準額の730円より高くなっております。 一方で、「高い」と回答した方もおりまして、「高い」と回答した方の希望額は600円から700円となっておりました。 次に、水田耕起のロータリー耕は、標準額が5,800円。 こちらは、回答総数76件のうち、「適当」が62件、「高い」が２件、「安い」が12件でしたが、「安い」とした方の希望額が6,000円から10,000円。 また、市場価格が最高で6,300円と、標準額の5,800円より高くなっておりました。 一方で、「高い」と回答した方の希望額は5,000円となっておりました。 ８ページ目の２番目、代かき、これは標準額が6,700円ですが、回答総数75件のうち、「適当」が58件、「高い」が０件、「安い」が17件でした。 「安い」と回答した方の希望額が6,900円から12,000円で分布しており、市場価格も最高8,000円ということで、標準額より高くなっておりました。 次に、防除の標準額が900円、回答総数62件のうち、「適当」が40件、「高い」が０件、「安い」が14件でした。 「安い」とした方の希望額が1,000円から2,500円、市場価格が2,000円ということで、標準額より高くなっております。 これは、先ほど説明しましたとおり、市場価格の1,500円や2,000円というのは、ドローンを使って行った防除作業に対して、支払った額又は受け取った額という形でございます。 11ページ目に移ります。 雇用労働作業の水田手作業、現在の標準金額が7,000円。 回答総数39件のうち、「適当」が32件、「高い」が１件、「安い」が６件でした。 「安い」と回答した方の希望額が7,200円から9,000円、市場価格が9,000円。 標準額より高くなっております。 一方で、「高い」と回答した方の希望額は6,800円となっております。 残りの項目は、回答総数のうち標準額が「安い」とする意見が15％以下であったものです。 「15％以下だから、検討の余地が全くない」と言うつもりはございませんので、こちらについては、お時間があるときに読み込んで

事務局（浅川）　いただき、次回以降の協議でご意見をいただければと思います。

続きまして、13ページ目をご覧ください。

「農業委員会だより」でも告知しましたが、今回からインターネット経由で１か月間、広く回答を募ったところ、受託農家さんから１件、ご回答をいただいたところです。

件数が多かった場合は、表に必要があったと思いますが、計１件ということでしたので、文章にしてご紹介させていただきます。

請負労働作業について、育苗・耕起（ロータリー耕とプラウ耕の２項目）・畔ぬり・ブロードキャスターによる施肥・代かき・田植・防除・あぜ草刈りの９項目の標準額が全て「安い」という意見でした。

畔ぬりについて、この方の希望額が1,000円に対し、実際に受け取った額は700円。

単位については不明ですが、防除及びあぜ草刈りについて、希望額が10,000円とのことでした。

雇用労働作業については、水田の手作業・機械作業、畑作業、果樹の整枝剪定・一般作業、山林の手作業・機械作業、７項目の標準額が全て「安い」という意見でした。

そして、水田の手作業・機械作業、畑作業、山林作業の機械作業について、希望額が10,000円とのことでした。

また、インターネットによる回答で、自由意見欄があったのですが、そこに書かれていたこととして、「全戸にアンケートをとるべき。内訳、明細が分からなく経過等表示されないことは、大きな問題と考える」とのことでした。

最後に、その他の意見などです。

アンケート調査によらない形ですが、一般農家の方から農業委員会事務局に対し、電話にて「最近の燃料費高騰を踏まえ、年度途中での標準額改定を検討してほしい。こういった意見があることを、標準額の協議の場で共有してほしい」という要望を受けました。

この方は、きちんと名前を名乗ってらっしゃったということで、ここにその意見を紹介するものです。

ただ、こういった類似の要望、「燃料費の高騰について、標準額に反映してほしい」というものは、複数受けている状況です。

それと今回、資料を取りまとめていたうえでの反省点ですが、私の方で、この中間協議資料を作って、今日皆さんにお渡ししたところでしたが、本来であれば、例えば総会の開催通知と併せて、この協議資料を送り、事前に読み込んできていただいたうえで協議というような流れにすべきだったのかなと思います。

いきなり今日、資料をぽんと渡されて、具体的な協議に入るのは、

事務局 （浅川）	なかなか難しかったと思いますので、今後、こういった協議の手法については、色々と検討させていただきまして、委員の皆さんに読み込んできてほしい資料につきましては、当日お渡しせずに、事前郵送などの形にしていきたいと考えております。 私からの説明は、以上になります。
議長 （草野会長）	今、事務局の浅川主査から説明がありました。 我々、第17期の農業委員は、２回目の農作業労働賃金の策定作業に入るということですね。 前回、事務局は金成主査が担当でした。 アンケートの結果をまとめるというのも、非常に大変な作業ではあります。 ただ、現実の皆さんからのご意見ということで、この数字のとおりなのです。 念頭に置いてほしいのは、これはあくまでも「標準額」なので、必ずしも「この額でやりなさい」というわけでないことです。 受託側と委託側は、必ず意見が相反します。 この辺り、どう帳尻を合わせていくかという部分が難しい。 ずっと同じ額で据え置いていたものが、昨年度の協議で６項目に限って改定したという経緯も踏まえ、今後協議を進めていかなくてはならない。 今日、浅川主査から１回目の協議資料をいただきましたが、浅川主査が言ったように、事前に配付されていれば、今日の協議に臨む姿勢がまた変わっていたかもしれませんね。 そういった協議方法の見直しも、随時検討していく必要があると思います。 それでは、昨年度の協議の経験も踏まえながら、11月の総会ではおおよその素案を確認するというスケジュールで進めていきます。 まずは、新たに設定してほしい作業項目ですが、ドローンについては、今年辺りから本格的に稼動している人もいます。 事実、私も足の調子が悪く、ミスト機をなかなか背負えない状況だったので、今年は思い切って小川町でドローンをやっている方に一部お願いしました。 やってもらった感想ですが、非常に効率良く散布できているし、散布状況も非常に安定していて、これなら今後、大いに利用する価値はある、ただし価格の面でどうなのかなっていう部分でした。 先ほど、浅川主査が言っていた「ポツンと一軒家」、私も見ていました。 昨日放映していたのは、秋田県の農家さんが山の中で、７町歩の

議長 （草野会長）	経営を目指して今頑張っている。 　現在、６町歩ちょっとで、あともう少し。 　息子さんが後を継ぐかどうかは、まだ分からない。 　多分継がないだろうという環境下で、ドローンを購入して散布している。 　ただ、ドローンの購入費用はスマート農業の一端で、補助事業から出ている。 　そういうことで、いわき市でもスマート農業に関しては、今年度から積極的に補助事業を施策に落とし込んでいるという点では、私も期待している部分があります。 　そういった点で、「今、こういう風に思っています」という意見がありましたら、遠慮なくお伺いしたいと思います。 　本格的な協議に入るのは９月からだとは思いますが、その前段で皆さんに関心のある部分を中心に読んでいただいて、次回の協議に反映していただければと思います。 　なぜ今、集落で人・農地プランの話し合いを行っているのかというと、もう担い手だけでは農地を守れないからです。 　担い手もなかなか手が回らない状態で、委託側が「農作業を依頼したい」と言っても、受託側である担い手が「余裕がなくて受けられない」ということもある。 　そういったことを防ぐために、「集落の将来をみんなで考えよう」ということで、誰を担い手として位置づけたうえで、それをみんなで応援していく方向にスライドしていかなければなりません。 　そういった意味でも、この農作業労働賃金の決定は大変責任のあるものなので、その辺りも踏まえて、今後、皆さんの意見を反映しながら進めていきたいと思っております。 　今回の農作業労働賃金の策定に当たって、現段階でご意見がありましたら、お聞きしたいと思います。
15番 新妻（信） 委員	資料15ページの最後、この「引き上げ作業」というのは、具体的に何を意味しているのでしょうか。
事務局 （浅川）	こちらにつきましては、去年も類似の要望が出ているところでございまして、農業機械がぬかるみ等にはまって進めなくなった場合のレスキュー費用、これを設定してほしいというところです。 　直接的な農作業ではありません。

議長 （草野会長）	これは私の意見ですが、こういったアクシデントはいっぱいありますけれども、大きな農業機械で引っ張らないといけないとか、作業時間が結構かかるとかということで、作業料金を設定してほしいという気持ちは分からないでもないのですが、この辺りは皆さんも共通意見を持っているのではないかと思います。
15番 新妻（信） 委員	分かりました。 あと１件、ドローンの部分を少し聞き落としてしまったので、喜多方市以外の設定金額を教えていただけますか。 ドローンの金額です。 喜多方市が1,200円だということは分かったのですが、それ以外。
事務局 （浅川）	郡山市が10アール当たり1,500円、南相馬市が10アール当たり1,650円です。
15番 新妻（信） 委員	分かりました。 ありがとうございます。
議長 （草野会長）	この他市のドローンの金額、薬剤費は別途なのかな。
事務局 （浅川）	はい、薬剤費は別途のようです。
議長 （草野会長）	薬剤費が別途だと、このぐらいの値段ですよね。 薬剤費込みだと、2,000円ぐらいというのが今の相場のようです。 その他ございますか。
１番 木田委員	１番、木田です。 ドローンについて、薬剤散布の料金設定とありますが、ドローンを飛ばすだけでも結構な金額になるし、薬剤散布にしても大変だし、これを全て農家にやってもらうということは、かなりの負担になると思います。 こういったものは今後、国県や市、農協といった組織で、大がかりにやるべき問題ではないでしょうか。 個人でドローンを買って飛ばして、料金を取るというようなことをしても、ますます農業が衰退する中、また米が安い状況の中で、なかなか大変なのではないかと思いますよ。

１番 木田委員	よく考えて、標準額を出すということです。 希望として、作業料金に入れてほしいというのは確かにあるのかもしれませんが、国県や市、農協でも、今後の農業、米を守るということであれば、もっと政治家を動かさなければなりません。 人の「食」を考えるのですから。 それと、引き上げ作業や機械の運搬代については、当事者間でお話ししていくべきことだと思うし、農業委員が標準額を出す問題ではないと思います。 農作業を受ける方と頼む方、両方のことをよく考えて検討していかなければならない問題だと思いますよ。 以上です。
議長 （草野会長）	貴重なご意見、ありがとうございます。 国県も、色々と考えて政策に落としてきていると思いますが、あとは市でどういった受け止めをして、それを事業に反映させるか。 いわき市では現在、農業振興施策ということで、今年度からスマート農業が新たに入りましたが、それに関しては、基本的には認定農業者で地域の担い手でないと補助が出ないようです。 ドローンを一個人で買う人は、まずいないと思います。 ドローンは200万円、300万円しますからね。 その補助があるから、ドローンを買って薬剤散布をやろうということで、作業料金を設定してほしいという要望があるわけです。 やみくもに作業料金を設定するわけではなく、需要と供給が具現化したときに、ある程度対応していかなければならないということだと思います。 それを含めて、今の木田さんの意見も考慮しながら、ドローンについて、作業料金を設定するかしないかの検討からスタートしていきましょう。 その他、去年の協議の経緯を思い起こしながら、何かご意見ございますか。
23番 木幡委員	23番、木幡です。 先月、全員協議会で消費税についてお話しさせていただきましたが、それに関連してです。 令和５年分というのは、令和５年10月をまたぐはずですので、現在、標準額表に「課税売上高が1,000万円を超える場合には、請負額に別途消費税が加算されます」と書いてありますが、これについて、「令和５年10月１日以降の受委託については、委託者から受託者にインボイスの交付を求められる場合がありますので、ご留意くださ

23番
木幡委員

い」といった文言の追加が必要だと思います。
なぜかと言うと、委託者はインボイスをもらわないと、課税仕入れにできないからです。
そうなると、受託者は免税にするのか、免税なのか、あるいは大きな事業規模をお持ちの場合は課税かもしれませんが、どちらにせよ、インボイスを交付し合うという、今までの領収書と請求書だけではなく、そういうものが必要になってきますので、その点はご留意をいただければと思います。
標準額の中身には関係ないのですが、そこだけご留意くださいということです。

議長
（草野会長）

先月の研修でも、インボイス制度は大変だなと思いながら聞きましたが、これは反映すべき内容だと思います。
その他、ございませんか。
今回の協議に関しては、浅川主査が事前に他市の状況などを調べてくれた部分がありましたので、その辺りも参考にしながら、次回は検討するポイントを集約しながら協議していきましょう。
毎回、標準額が頻繁に上がったり下がったりすることはあり得ない。
繰り返しになりますが、念頭に置いてほしいのは、これはあくまでも「標準額」なので、必ずしも「この額でやりなさい」というわけでないこと。
受託者と委託者、両方いないと請負は成り立たない。
受託する側は、自分だけが受託者ではなく、競合する受託者も当然いるわけで、それに伴って多少の価格の差があってしかるべきだと思います。
標準額より受託額が高くても、きちんとした理由付けがあり、委託者が納得していれば問題ないわけですから。
その辺りも含めて、協議の参考にしていただければと思います。
とりあえず、次回から本格的な協議に入るということで、農作業労働賃金に係る１回目の協議は、終了したいと思います。

議長
（草野会長）

次に、その他に移ります。
まず、事務局から何かありますか。

【資料２】令和４年度農地パトロール強化月間現地調査出発式の開催について
⇒　上記資料に基づき、趣旨を説明した。

	【資料３】「福島大学・地域未来フォーラム2022」の開催について ⇒　上記資料の趣旨について、周知した。 【口頭説明】いわき市農業委員会発足50周年記念式典実行委員会の開催について ⇒　当該会議について、令和４年９月２日（金）に市文化センター１階・大講義室で開催する旨周知した。
議長 （草野会長）	ほかに、委員の皆様から何かございますか。
	【「ありません」の声あり】
議長 （草野会長）	特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第16回総会を閉会いたします。

４　議案・報告の内容及び審議結果

⑴　議案

番号	名称	審議結果
第１号	農地法第３条第１項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第２号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第３号	農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第４号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第５号	農地法第３条及び第５条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	番号１番から番号３番を否決（不許可）
第６号	農地等の買受適格証明願いについて	原案のとおり可決
第７号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決

⑵　報告

番号	名称
第１号	農地法第３条の３第１項の規定による届出について
第２号	農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について
第３号	農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について
第４号	農地法第18条第６項の規定による通知について
第５号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

５　農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第７号	いわき市農用地利用集積計画について	15　新妻　信夫

６　本総会の閉会時刻

午後４時35分

７　本総会の議事録署名人に指名された委員

9　油座　盛明

11　鈴木　理

いわき市農業委員会
受 -5.1.17 付
第 号

【議事録署名用紙（議長用）】

いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 1 月 17 日

議 長 草野庄一

いわき市農業委員会
受 -5.1.17 付
オ 号

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】

いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 1 月 17 日

議事録署名人 油座盛明 （印）

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】

いわき市農業委員会
受 -5.1.18 付
オ 号

いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 5 年 1 月 18 日

議事録署名人 鈴木 理